

議員提出議案第2号

琴浦町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年3月18日 提出

提出者	琴浦町議会議員	手嶋正巳
賛成者	同	井木裕
	同	川本正一郎
	同	澤田豊秋
	同	山本秀正
	同	川本善孝

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

提案理由説明

琴浦町議会委員会条例の一部改正について提案理由説明を行います。

1 条例改正理由

この度、町の「機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定によって、新たに「町民生活課」が設置されたことに伴い、教育民生常任委員会が所管する課に「町民生活課」を追加する改正を行うものであります。

2 条例案の概要

第2条第2号中、教育民生常任委員会所管の課に「町民生活課」を追加するもの。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

琴浦町議会委員会条例(平成16年琴浦町条例第197号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 8人</p> <p><u>町民生活課</u>・子育て応援課・福祉あんしん課・すこやか健康課・教育委員会事務局に関する事項</p> <p>(3) 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 8人</p> <p>子育て応援課・福祉あんしん課・すこやか健康課・教育委員会事務局に関する事項</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。